

薬生食輸発0225第1号
令和4年2月25日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(タイ産及びフィリピン産マンゴーのシペルメトリン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和4年2月15日付け薬生食輸発0215第3号)により通知したところである。

本日、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正され、本日より改正された基準値が適用されることから、同通知の別添1を下記のとおり、別添2の2を別紙1、別表31を別紙2のとおり改正するので、御了解の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のタイの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	-	シペルメトリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。

を削除し、

2. 別添1のフィリピンの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すフィリピン政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	クロルピリホスシペルメトリンフェントエート	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホス、基準値(0.03ppm)を超えるシペルメトリン及び基準値(0.01ppm)を超えるフェントエートが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すフィリピン政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出者から輸出された生鮮マンゴーを除く。	クロルピリホスフェントエート	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホス及び基準値(0.01ppm)を超えるフェントエートが検出されるおそれがあるため。

に改める。